

～意見募集～

○国の省令等の改正により、令和5年4月1日から、保育所等に以下の基準が適用されることとなります。

① **業務継続計画の策定等の努力義務化**

対象施設：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

② **感染症又は食中毒防止のための職員研修及び訓練実施の努力義務化**

対象施設：保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業等

○今回、本市の条例を改正することにより、

①については、「幼稚園型認定こども園」

②については、「幼稚園型認定こども園」「幼保連携型認定こども園」

も、それぞれ本市独自に対象とすることを検討していますので、各施設の皆様の御意見を募集します。

なお、本照会は、パブリック・コメントに代えて実施するものであり、頂戴した御意見を本市施策の参考とさせていただくものです。

御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※御意見がなければ、回答は不要です。

① 「業務継続計画の策定等の努力義務化」について

(内 容)

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

② 「感染症又は食中毒防止のための職員研修及び訓練実施の努力義務化」について

(内 容)

- 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(①及び②について、独自基準を定める理由)

- 児童の安全及び健康の確保のため